

特定非営利活動法人 市民セクターよこはま
福祉サービス第三者評価事業における守秘義務及び倫理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人市民セクターよこはま(以下「本会」という)が、福祉サービス第三者評価事業(以下「本事業」という)を実施するにあたり遵守すべき守秘義務及び倫理を定めることにより、本事業の適切な運営を図ることを目的とする。

(情報の持ち出し禁止及び評価機関・評価調査者の守秘義務)

第2条 本会が収集する情報は、評価実施に必要な最小限の情報とし、評価以外の目的には使用してはならない。

- 2 本会は、評価を実施する上で知り得た事業者及び利用者等に関する情報を、第三者に漏洩してはならない。
- 3 前項に定める守秘義務は、サービス事業者との契約終了後、及び本事業に従事する者がその職を退いた後も同様とする。

(情報の管理義務)

第3条 本事業において実施し、回答された各種調査票等は、これを外部に漏洩することがないよう、速やかかつ確実に破棄するものとする。

- 2 事業終了後の報告書の管理については、秘扱いとし、適切に管理するものとする。

(公正)

第4条 本会は、評価事業の実施にあたり、受審事業所または利用者に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正な態度をもって評価事業を実施し、その信頼の保持に努めるものとする。

(サービス利用者及びその家族の人権の尊重)

第5条 本事業の実施中(事前及び事後を含む)、対応する利用者及びその家族の人権については、十分尊重するものとする。

(利用者及びその家族に調査協力の強要の禁止)

第6条 本事業の実施にあたっては、利用者及びその家族に対して、調査への協力を強要してはならない。

(調査の際、虐待等の事実を確認したときの通報義務)

第7条 第2条第2項に拘らず、明らかな法令違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している等があった場合には、監督行政機関等に事業者利用者等に関する状況等の情報を提供しなければならない。

(苦情への対応)

第8条 本事業の実施に関するサービス事業者利用者等からの苦情については、本事業苦情相談係において速やかかつ適切に対応を図ることとする。

- 2 前項に定める苦情への対応については、サービス事業者及び利用者等に予め周知することとする。

(評価事業の締結)

第9条 本会は、本会と受審事業所との間に評価事業の公正・中立を害するような利害関係が生じ、評価事業の実施に支障を来すおそれがあるときは、当該受審事業所と評価契約を締結しない。

(受審事業所との関係)

第10条 本会は、評価契約を締結している受審事業所との間において、評価の公正・中立を害するような一切の利害関係を生じさせないものとする。

(配慮義務)

第11条 本会は、評価事業の実施にあたり第三者評価機関として認められる範囲を超えて、受審事業所に業務上の不必要な負担をかけたり、不利益をもたらすようなことはしない。

(その他)

第12条 本事業の実施における倫理及び個人情報保護に関して、本規程に定めのない事項については、本会個人情報保護規程による。

付則:この規程は平成16年11月1日から施行する。

この規程は令和1年10月29日より一部改訂する。